

22 間接国税犯則事件

検挙及び処理の状況

区 分	要処理件数		処 理 済 件 数						本末 年度 済件 処理数	犯 則に 係る 税額	通科 告金 処相 分当 罰額
	前繰 年越 度処 理未 済	検 挙	通 告 処 分	告 発		不 問 処 分	通 知 処 分	処公 訴分 権消 前減			
				収 税 官 吏	そ の 他						
酒 税	件	件	件	件	件	件	件	件	件	千円	千円
{ 免 許 者 { 酒 類 等 製 造 者 酒 類 販 売 業 者 非 免 許 者 小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	外 1	1	外 1	1	-	-	-	-	-	-	外 27 180
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{ 犯 則 者 が 判 明 し な い も の 計	外 1	1	外 1	1	-	-	-	-	-	-	外 27 180
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{ 揮 発 油 税 { ほ 脱 犯 秩 序 犯 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 道 路 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{ 石 油 ガ ス 税 { ほ 脱 犯 秩 序 犯 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{ 石 油 税 { ほ 脱 犯 秩 序 犯 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
{ た ば こ 税 { ほ 脱 犯 秩 序 犯 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
た ば こ 特 別 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取 引 所 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印 紙 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
航 空 機 燃 料 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電 源 開 発 促 進 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	外 1	1	外 1	1	-	-	-	-	-	-	外 27 180

調査対象等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示したものである。

用語の説明：1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。

4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分を含まない。